附則第十四条の九第一項第三号中「特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額」を「特例退職被保険者等に係る補正後概算加入者割後期高齢者支援金額」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「概算加入者割後期高齢者支援金額（」を「補正後概算加入者割後期高齢者支援金額（」に、「概算加入者割後期高齢者支援金額から」を「補正後概算加入者割後期高齢者支援金額から」に、「特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額」を「特例退職被保険者等に係る補正後概算加入者割後期高齢者支援金額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額」を「特例退職被保険者等に係る補正後概算加入者割後期高齢者支援金額」に、「概算加入者割後期高齢者支援金額に」を「補正後概算加入者割後期高齢者支援金額に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号の被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額は、平成二十八年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額（第百条第一項に規定する保険納付対象額をいう。次条第二項において同じ。）の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数を乗じて得た額とする。

附則第十四条の十第一項第一号を次のように改める。

一　被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数及び確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額（以下この条において「補正後確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の一を乗じて得た額

附則第十四条の十第一項第三号中「特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額」を「特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「確定加入者割後期高齢者支援金額（」を「補正後確定加入者割後期高齢者支援金額（」に、「確定加入者割後期高齢者支援金額から」を「補正後確定加入者割後期高齢者支援金額から」に、「特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額」を「特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額」を「特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額」に、「確定加入者割後期高齢者支援金額に」を「補正後確定加入者割後期高齢者支援金額に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号の被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額は、平成二十八年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数を乗じて得た額とする。

附則第一条第五号中「及び第四十一条第一項の改正規定並びに同法附則第五条の三の次に一条を加える」を「、第四十一条第一項及び附則第五条の三の」に改め、「、第四十八条の二、第四十八条の三」を削る。

附則第四十八条の二及び第四十八条の三を削る。

附則第五十一条中「をいう。以下」を「（健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下附則第五十一条の七までにおいて」に改める。

附則第五十一条の二中「額は、」の下に「高齢者医療確保法第三十四条第一項及び」を加え、「同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十四条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項」を「第二十七条の規定による改正前の高齢者医療確保法（以下「改正前高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の六」に改める。

附則第五十一条の三中「額は、」の下に「高齢者医療確保法第三十五条第一項及び」を加え、「同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十五条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項」を「改正前高齢者医療確保法附則第十三条の七」に改める。

附則第五十一条の四中「改正後高齢者医療確保法第三十八条第一項」を「高齢者医療確保法第三十八条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十三条の八第一項」に、「同項」を「これら」に、「改正後高齢者医療確保法附則第十三条の八の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十八条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項」を「高齢者医療確保法第三十八条第一項及び改正前高齢者医療確保法附則第十三条の八第一項の規定を適用するとしたならばこれら」に改める。

附則第五十一条の五中「改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項」を「高齢者医療確保法第三十九条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十三条の九第一項」に、「同項」を「これら」に、「改正後高齢者医療確保法附則第十三条の九の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項及び改正前高齢者医療確保法附則第十三条の九第一項の規定を適用するとしたならばこれら」に改める。

附則第五十一条の六中「改正後高齢者医療確保法附則第十四条の七第一項」を「高齢者医療確保法第百二十条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十四条の九第一項」に、「同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第百二十条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項」を「改正前高齢者医療確保法附則第十四条の九第一項」に改める。

附則第五十一条の七中「改正後高齢者医療確保法附則第十四条の八第一項」を「高齢者医療確保法第百二十一条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十四条の十第一項」に、「同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第百二十一条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項」を「改正前高齢者医療確保法附則第十四条の十第一項」に改める。

附則第五十一条の八の次に次の二条を加える。

第五十一条の九　平成二十八年度における健康保険法附則第五条及び第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えられた健康保険法第百五十三条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六及び第十三条の八の規定を適用するとしたならば健康保険法附則第五条及び第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えられた健康保険法第百五十三条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の十　平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えて適用される健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六、第十三条の八及び第十四条の九の規定を適用するとしたならば第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えて適用される健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。